平成２５年（フ）第１４号
山形県酒田市光ケ丘１丁目４番18号、前住所山形県酒田市北千日町25番24号　ＣＯＧアパートＢ号
破産者　冨樫　　淳
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第８１３号
埼玉県川越市大字寺尾909番地９、破産手続開始決定時の住所埼玉県朝霞市西弁財１丁目10番21　ブリランテ朝霞台308号
破産者　青木　　猛
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２１２号
千葉県山武市富田トの487番地
破産者　寶田　栄二
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第３０６号
神奈川県小田原市荻窪764番地　ハイツ永井Ｂ―108号、前住所神奈川県小田原市扇町２丁目６番63号
破産者　菊池　　茂
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３０７号
神奈川県小田原市荻窪764番地　ハイツ永井Ｂ―108号、前住所神奈川県小田原市扇町２丁目６番63号
破産者　菊池美惠子
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３０８号
神奈川県小田原市栢山382番地の１　ファウンテンハイツ201号、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市荻窪764番地　ハイツ永井Ｂ―108号
破産者　菊池　直人
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１４２号
長野市川中島町今井1770番地16　マーベラス95―205、破産手続開始決定時の住所長野市川中島町上氷鉋464番地２
破産者　塚田　郁子
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６８３１号
大阪市平野区加美北４―５―54、住民票上の住所堺市北区南長尾町４丁１番３―709号
破産者　朴　　順子
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１７号
奈良県香芝市真美ヶ丘６―９　28号棟301号室鈴木方、前住所大阪市此花区高見１丁目８番17―1301号
破産者　横川　　勝
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１７９号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目22番46号
破産者　窪田　将二
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２１７号
大阪市天王寺区舟橋町11番７号　泉マンション105号
破産者　橋本　眞行
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５５９号
大阪市城東区今福南４丁目６番37―609号
破産者　カネイワ水産こと　岩﨑　吉則
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５５５号
大阪市西淀川区佃１丁目１番47―1002号、前住所大阪市西淀川区佃５丁目12番２―607号
破産者　杉本　　等
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６７０号
大阪府守口市南寺方東通４丁目25番15号
破産者　中島八重子
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６９９号
神戸市中央区中山手通３丁目14番13―304号
破産者　吉岡塗装・企画こと　吉岡　　章
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７２９号
大阪府枚方市香里ケ丘３丁目９番地の４　12―401
破産者　猪股　　進
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７７１号
大阪府東大阪市水走１丁目５番25号、前住所大阪府東大阪市横小路町５丁目４番38号
破産者　森本　幹久
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７８４号
大阪市淀川区田川北２丁目１番２号
破産者　田辺　勝弘
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部